年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 7件

北海道国民年金 事案 2186

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の国民年金加入手続と婚姻前の期間における国民年金保険料の納付は、 全て父親が行っており、婚姻後は、私が父親にお金を渡して保険料の納付を 依頼していた。

申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、保険 料の納付済期間に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親と共に強制加入被保険者として、申立人の父親は任意加入被保険者として、いずれも国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入している上、申立人の両親の国民年金加入期間に保険料の未納が無く、申立人についても保険料の未納期間が昭和61年度の5か月のみであることから、申立人及びその両親の国民年金に対する意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金について、婚姻前の期間は申立人の父親が加入手続及び保険料納付を行ってくれ、婚姻後においては、自身が父親にお金を渡して保険料の納付を依頼していたと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿により、収納日が判明している申立人と申立人の母親の昭和36年度から45年度までの保険料について、収納日が全て一致していることから、申立人の父親は、国民年金制度の発足時から申立人の保険料を家族の保険料と一緒に納付し、昭和39年3月に申立人が婚姻した以降についても、同様に申立人の保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間について、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、国民年金保険料の申請免除期間であった申立人の母親の保険料が、

追納可能な昭和47年4月までに追納されたものと認められることから、申立 人の母親の保険料と一緒に、申立期間に係る申立人の保険料も追納されたもの と考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時) に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間① の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることか ら、上記訂正後の標準報酬月額(22 万円)に係る記録を平成5年1月から同 年3月までは24万円、同年4月及び同年5月は26万円に訂正することが必要 である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から6年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から同年6月30日まで

② 平成5年6月30日から6年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が 給与明細書で確認できる給与支給額と比べ著しく低額となって おり、また、 申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書を提出 するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、A社が同保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年6月30日の後の7年2月6日付けで、5年1月1日の随時改定により遡って標準報酬月額を8万円に減額されていることが確認でき、この減額された標準報酬月額は、同年6月1日の随時改定により当初の標準報酬月額(22万円)に訂正されるまで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、申立人以外に5人であることが確認できるところ、一人を除く4人は、いずれも申立人と同様、平成7年2月6日付けで、5年1月1日に遡って標準報酬月額を8万円に減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①については、オンライン記録によると、前述のとおり、申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年10月1日の定時決定により22万円と記録されている。

しかしながら、申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成5年1月から同年3月までは24万円、同年4月及び同年5月は26万円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成5年1月から同年3月までは24万円、同年4月及び同年5月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「会社の実務は、当時の経理責任者が行っており、当時の資料も保存されていないので何も分からない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が上記給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月 額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認で きる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成5年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から6年2月までは26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できるが、商業・法人登記簿謄本によれば、当該事業所は、申立期間②を含む2年4月3日から14年12月3日までは法人事業所であったことが確認できることから、当該事業所は、申立期間②において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、「会社の実務は、当時の経理責任者が行ってお り、当時の資料も保存されていないので何も分からない。」と回答している ものの、申立期間②において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要 件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨 の届出を提出したと認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

昭和 46 年4月1日付けでA社C支店から同社本店に転勤となった。年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職期間証明、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、 A社に継続して勤務(昭和46年4月1日にA社C支店から同社本店に異動)していたことが確認できる。

また、D厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳(回答)」によると、申立人のA社C支店における資格喪失日は、昭和46年4月1日と記録されている。

さらに、B社は、D厚生年金基金と社会保険事務所への被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式であったか否かは不明であると回答しているが、申立期間を除いて、申立人に係るオンライン記録と同基金の加入記録が全て一致している上、届出書が複写式ではなかったとする事情も認められないことから、同基金と社会保険事務所に対する被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式でなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日に A 社 C 支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録における申立人の昭和46年3月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年7月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、36万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年3月1日まで 申立期間の給与振込額は月額30万円を超えており、退職時における基本 給と職能給は、合わせて34万5,000円であったので、申立期間について年 金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年7月1日から12年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、11年11月8日付けで、当該期間の記録が遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において当該事業所の複数の厚生年金保険被保険者が、申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提供された保険料収納状況照会回答票によると、当時、当該事業所は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、同年7月1日に遡って標準報酬月額の当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年7月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年3月1日までの期間

について、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成12年10月1日)において、申立人の標準報酬月額は22万円と記録されているところ、当該処理については、11年11月8日付けで行われた遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する預金通帳及び退職金計算書によると、当該期間については、申立人が主張するとおり、オンライン記録(22 万円)を上回る額が当該事業所から支払われていたことが確認できるが、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を所持していない上、当該事業所に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、B金融機関が保管する預金取引明細表により、当該期間の給与振込額の推移を確認したが、当時の給与支払日及び振込額は不規則であることから、当該振込額から厚生年金保険料控除額は推認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和63年1月及び同年2月は19万円、同年3月から同年7月までは20万円、同年8月は15万円、同年9月から平成元年3月までは20万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は34万円、2年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年9月までは30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月9日から平成2年12月31日まで 申立期間はA社に勤務していたが、保管している給与支給明細書に比べ標 準報酬月額の記録が低額となっている。

申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和63年1月から平成2年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和63年1月及

び同年2月は19万円、同年3月から同年7月までの期間は20万円、同年8月は15万円、同年9月から平成元年3月までの期間は20万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は34万円、2年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所が解散した当時の事業主に照会したものの、「私は、申立期間には勤務しておらず、関係書類も引き継いでいないため分からない。」と回答していることから、確認することはできないが、申立人の給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べ、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は長期間大幅に低いことに加え、同様の同僚が多数認められることから、事業主は申立人の給与支給明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年11月及び同年12月については、申立人が給与支給明細書を保管していないところ、複数の同僚が、「記録されている標準報酬月額は、支給されていた給与額より低い。」と供述しているものの、いずれの者も給与支給明細書を保管していない上、当該事業所が解散した当時の事業主は上述のとおり回答していることから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当 該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 北海道厚生年金 事案 4239 (事案 3974 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日(昭和32年3月1日)及び同資格取得日(昭和32年10月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から同年10月1日まで

昭和30年9月5日から34年12月31日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

しかし、当初の申立てにおいて、当時の状況が正しく伝わっていなかった 内容があるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できるが、i)同社は、昭和53年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii)申立人は、「申立期間は、通常業務以外の業務を担当していた時期であった。」と供述しているところ、申立期間当時の同僚が、「当該事業所は、理由もなく厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるようなことはしないが、申立人が通常業務以外の仕事をしていたのであれば、その間は厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。」と回答していること、iii)そのほかの同僚か

らは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、「当初の申立てにおいて、申立期間は、通常業務以外の業務を担当していた時期であったとしたが、実際には、事業主の命令により、従来のB業務を続けながら、C及びD業務が新たに追加されただけであり、午後のB業務を早めに切り上げ、新たに担当することとなった業務を行った後に会社に戻っていた。」と供述しているところ、当初の申立てにおいて既に回答が得られている複数の同僚のほか、今回新たに回答が得られた同僚4人のうち2人は、申立人が申立期間においてもB職として継続して勤務しており、C業務についても、当該事業所における通常業務であり、特別な業務ではなかった旨を供述していることから、申立期間及びその前後の期間において、申立人の雇用形態及び勤務実態に変更が無かったものと考えられる。

また、申立人が、今回の申立てにおいて新たに名前を挙げた同僚は、申立人と同様に、当該事業所においてC業務等の業務に従事していた期間がある旨を供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同人は、当該事業所に勤務していたとする期間について厚生年金保険に継続して加入していることが確認でき、その加入記録に欠落期間は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 32年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当で ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登 記簿謄本により、解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は 既に死亡していることから確認することはできないが、事業主から申立人に係 る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもか かわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主 が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っ ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年3月から同年 9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務 所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場 合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。 北海道国民年金 事案 2187 (事案 1699 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの期間、60年6月から平成2年12月までの期間及び3年3月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年3月まで

② 昭和60年6月から平成2年12月まで

③ 平成3年3月から4年3月まで

私は、申立期間①、②及び③のいずれかの国民年金保険料について、平成10年頃、社会保険事務所(当時)から遡って保険料を納付することができるという案内を受け取ったので、手元にあった資金及びA銀行B支店の預金口座から引き出した資金と併せて20万円ぐらいの保険料を指定期限内に全額納付した。

前回の申立てに対して、記録訂正不要という決定文を受け取ったが、私は、前回の申立てで平成18年頃のC新聞に、「法的根拠もなしに特定の社会保険事務所から時効となっている未納期間の国民年金保険料を納付できる案内が届き、それに基づき保険料を納付した事例がある。」という趣旨の記事を読んだ記憶があり、私の申立内容と同じである旨第三者委員会に申し立てたが、22年8月31日付けの訂正不要決定文において、新聞記事について全く記述されていないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、平成 10 年頃に社会保険事務所からの国民年金保険料の納付案内により、保険料を遡って納付したと述べているところ、i)納付したとする 10 年の時点で申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であること、ii)申立人が納付したとする保険料額は、申請免除期間である申立期間②及び③のうち 10 年の時点で追納可能な期間の追納保険料額と大きく相違すること、iii)申立期間の保険料を納付したことを示

す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらないこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく22年8月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、平成 18 年頃、「法的根拠もなしに特定の社会保険事務所から時効となっている未納期間の国民年金保険料を納付できる案内が届き、それに基づき保険料を納付した事例がある。」旨の新聞記事を読んだ記憶があり、申立内容と同じなので調査してほしいと述べているところ、申立人が主張する内容に該当する記事は確認できない上、D市の申立人に係る国民年金の資格異動履歴詳細記録においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び追納した形跡は見当たらない。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ とはできない。

北海道国民年金 事案 2188

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年2月までの期間及び10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月から8年2月まで

② 平成10年4月

私は、結婚後の平成 12 年頃、国民年金保険料の納付書が送付され、保険料を納付するよう督促された。

その際、役所に私の国民年金保険料の納付状況について問い合わせたところ、ほかにも未納となっている保険料があることが分かったので、未納保険料についても納付したいと申し出て、納付書を送付してもらった。

これら納付書の国民年金保険料は、国民健康保険料などと一緒に、妻に納付してもらった。

未納期間の国民年金保険料は、その時に全て納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成12年頃、未納となっている保険料を全て納付する旨を申し出、未納期間の保険料の納付書を作成してもらい納付したとしているところ、オンライン記録により、申立人は、平成11年度の保険料を12年8月31日に遡って納付していることが確認でき、申立人が未納となっている保険料を納付する旨を申し出たのはこの頃であると推認される。

しかしながら、申立人が未納となっている国民年金保険料の納付を申し出た 時点で、制度上、申立期間は時効により保険料を納付することができないこと から、当該期間の納付書が交付されることは無く、申立人は当該期間の保険料 を納付することができなかったものと認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2189

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年4月

私は、平成15年4月15日にAを退職し、翌日、B市C区役所で、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料は、納付書が郵送されてきたため、コンビニエンスストアで納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D共済組合の組合員期間等証明書により平成15年4月16日付けで同組合の組合員資格を喪失していること、及びB市の住民票により同日に同市C区に住民登録の届出を行っていることが確認できることから、同日に同区役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には信憑性があるものの、申立人の国民年金に係る被保険者資格取得日は、22年10月18日付けで15年5月3日から同年4月16日に訂正されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は当該訂正時点まで未加入であったものと認められる。

また、申立人は、国民年金保険料について、送付されてきた納付書の最初の 月から順次納付したと述べているところ、平成15年4月は未加入期間であっ たことから、当該月の納付書が交付されることはなく、申立人が保険料の納付 を開始したのは同年5月の保険料からであったと推認される。

さらに、申立人が国民年金と同一日に加入手続を行ったとする国民健康保険 について、B市の国民健康保険被保険者記録により、申立人の被保険者資格取 得日は、平成15年5月1日であることが確認できることから、申立人が国民 年金及び国民健康保険の加入手続を行った日とその被保険者資格の取得日は 必ずしも一致していない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2190

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで

私は、昭和50年10月21日付けでA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。

当時、同区役所へは国民健康保険料の納付に行っていたが、その際、国民 年金の窓口で年金相談を行った上、加入の手続をしたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、区役所から発行された3枚つづりの納付書を使い、遅れながらも納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得日は昭和51年10月22日であることが確認でき、申立期間のうち、50年10月から51年9月までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付案内書は発行されないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和53年8月頃に払い出されたものと推認でき、その頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、当該時点において、申立期間のうち、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した51年10月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、過年度納付書が送付されてきた記憶、及び過年度保険料を納付した記憶はないとしており、申立人が当該期間の保険料を過年度納付した形跡も認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2191

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの期間、2年4月から同年9月までの期間、3年4月から同年11月までの期間、4年4月から同年10月までの期間、5年4月から同年10月までの期間、6年4月から同年11月までの期間及び7年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年10月まで

- ② 平成2年4月から同年9月まで
- ③ 平成3年4月から同年11月まで
- ④ 平成4年4月から同年10月まで
- ⑤ 平成5年4月から同年10月まで
- ⑥ 平成6年4月から同年11月まで
- ⑦ 平成7年3月から同年10月まで

私は、退職したことに伴い、平成元年4月から同年11月頃までの間に、 A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、厚生年金保険被保険者資格 喪失の都度、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、B金融機関の父親名義の預金口座から預貯金を引き出し、A市役所、又はA社会保険事務所(当時)で納付していた。

また、申立期間にはC年金にも加入していたはずである。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月から同年11月頃までの間に国民年金の加入手続を 行い、以後、厚生年金保険との切替手続を毎年行っていたとしているが、申立 人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査 により、昭和59年2月頃に付番されたものと推認でき、申立人に係るA市の 被保険者名簿の記載等により、申立人は、自身が厚生年金保険に加入した 63 年 10 月 11 日付けで、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、その後における申立人の国民年金の再加入手続については、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録が平成9年4月23日にまとめて追加されていることが確認でき、当該追加処理日は、申立人の基礎年金番号の付番年月日及び申立人の所持する年金手帳の交付年月日とも一致することなどから、同年同月頃にその手続が行われたものと考えられ、その時点で申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

一方、申立人に係る国民年金の再加入手続が行われたと考えられる平成9年4月の時点で、申立期間⑦の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人には、その時点で保険料を遡って納付したという具体的な記憶がない上、この頃には既に基礎年金番号制度が導入され、年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間中、国民年金の被保険者を対象とするC年金にも加入していたと述べているが、D基金に照会したところ、申立人が同年金に初めて加入したのは平成11年9月3日であるとの回答であり、この事実は申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月9日から44年5月18日まで 申立期間は、A社のB事業所にC職として勤務していたが、年金事務所の 記録によると、厚生年金保険第1種被保険者期間とされている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、C職であったのは間違いがないので、申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を「C職」(第3種被保険者)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況に関する具体的な供述から判断すると、申立 人が、申立期間において同社に継続して勤務し、C作業に従事していたことは 推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料は保管されておらず、当時の役員及び担当社員も在職していないため、何も分からない。」と回答している上、当時のD職に照会したものの協力が得られないことから、申立人の厚生年金保険の被保険者種別及び保険料控除について確認することができない。

また、i)申立人が当該事業所において同じC作業に従事していたとして名前を挙げた二人のうち、生存及び所在が確認でき、回答が得られた一人は、「当時、私はC作業を行っていた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、当該二人はいずれも厚生年金保険第1種被保険者であったことが確認できること、ii)当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票により、申立期間当時、同保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者5人に照会し回答が得られた2人はいずれも「当時、私はB事業所でC作業を行っていた。」と供述しているところ、同被保険

者原票によると、両人は厚生年金保険第1種被保険者であったことが確認できること、iii)当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年6月1日であるが、当該事業所に係る被保険者原票により、同日から申立期間までの期間の被保険者341人(Eを除く。)の種別を確認したところ、全員が、厚生年金保険第1種被保険者であることが確認できる上、当該事業所において厚生年金保険第3種の被保険者が確認できるのは、申立期間の後である46年2月以降であることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所は、C作業をしていた従業員について、厚生年金保険第3種被保険者の手続を行っていなかったことが推認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月1日から57年2月末まで

② 昭和57年9月1日から58年2月末まで

申立期間は、A市B局C部(現在は、A市D局D部)のEセンターで臨時職員として勤務していた。同センターには約3年間、半年ごとに3回勤務し、昭和55年9月1日から56年2月28日までの期間は厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立期間①及び②について、同じ部署で勤務していたのに記録が無いのはおかしい。厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市B局C部に勤務するに至った具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がA市役所に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A市D局D部は、「D部では、臨時職員関係の書類の保存期間を5年としているため、申立人の勤務状況については不明である。また、臨時職員全員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは、当時の書類が残っていないため不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人がA市職員であったとして、名前を挙げた職員4人のうち1人は「私が申立人にEセンターを紹介した。6か月勤務の臨時職員は全員が厚生年金保険に加入していた。」と述べているものの、申立人が6か月勤務の臨時職員であったことを確認できる資料はない上、他の3人は、個人を特定することができず申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる18人に照会したところ、回答が得られた10人のうち9人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している一人は、「私は1年間勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間は6か月しかない。」と述べているところ、同人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間は6か月である上、9人のうち1人は、「当時は同じ雇用期間の臨時職員であっても、上司の判断で厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」と述べていることから、当該事業所では、必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立 人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申 立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録において も両申立期間に係る申立人の記録は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

A社(昭和 47 年4月1日にB社に名称変更)に、勤務したのは昭和 41 年4月1日からと記憶しているが、年金事務所の記録によると、同年5月1日と記録されており、納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、オンライン記録によると平成6年11月30日に厚生年金保険の適用 事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により14年12月に 解散していることが確認できることから、申立期間における申立人の勤務実態 及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚及び上司への照会を希望していないことから、これらの者に厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒にC県から上京し、同期で入社した者として名前を記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、申立人と同日の昭和41年5月1日であることが確認でき、申立人のみが同年4月1日に被保険者資格を取得したとは考え難い。

なお、申立人は上述した同僚が、「私と同様の加入時期であれば納得できる。」 と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4243 (事案 2668 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月16日から41年5月25日まで 申立期間は、A社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険料 控除の資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し 立てたところ、第三者委員会から認められないとの通知を受けた。

この通知に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)A社は、商業・法人登記簿謄本によ り昭和47年5月20日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死 亡していることから、同社の業務を引き継いだB社に照会したところ、「当社 では、A社に関する資料は保存されていないため、申立期間当時の同社におけ る申立人の勤務状況等については分からない。」と回答しており、申立人の申 立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することが できないこと、ii) 申立人が同僚として名前を挙げた4人及び健康保険厚生年 金保険被保険者原票により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の 被保険者であったことが確認できる 14 人の計 18 人のうち、生存及び連絡先が 確認できた14人に照会し、9人から回答が得られたところ、申立人を記憶し ていた5人のうち4人は、「申立人は、当初、C業務の担当として勤務してい た。」と供述しており、当該4人のうちの3人は、「C業務の担当はアルバイト 従業員であり、正社員ではなかった。正社員でなければ、厚生年金保険に加入 していないと思う。」と供述していること、iii) 申立人は、「当初は、C業務担 当のアルバイト従業員として採用になったが、数か月後には正社員になった。」 と主張しているところ、上述した5人の同僚は、「申立人が正社員になった時 期については分からない。」としており、申立人の主張を裏付ける資料及び供 述を得られなかったこと、iv) 申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「審議結果に、納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月21日から同年9月10日まで

昭和49年8月21日から56年12月26日までA組合にB職として勤務していたが、年金記録によると、49年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票を所持しているので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年分給与所得の源泉徴収票及びA組合から提出された申立人を採用した際の回議書により、申立人は、昭和 49 年8月 21日に同組合に採用され、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和49年9月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所から提出されたC県知事の認可に係る指令書及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立期間当時、事業主は、申立人について、昭和49年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが確認できるものの、当該事業所は、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所ではなく、都道府県知事の認可を受けて適用事業所となることができる事業所であったことから、当該事業所がC県知事の認可を受けた同年9月10日に適用事業所となり、申立人の資格取得日についても同日とされていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された昭

和49年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から7年4月27日まで

A社の代表取締役であったが、申立期間当時は健康を害していたため、他のB職が全権を持ち会社を運営していた。しかし、事業がうまくいかなかった上、平成7年*月*日にその者が死亡したので、その後は私が対応を行っていた。平成23年9月頃、年金事務所から通知があり、従業員であった者の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が7年4月27日に訂正されたことを知らされたので、私の同資格喪失日が6年3月31日とされている年金記録も同様に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の7年4月27日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、健康を害していたため、他のB職が経営を担っていた。」と主張しているものの、「当該B職の死後は、私が経営を引き継ぎ、社会保険事務所(当時)との対応も行っており、代表印も私が管理していた。申立期間当時、社会保険料を滞納していたかどうかについては当該B職の死後知った。」と供述しているところ、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る処理は、当該B職の死亡後であることが確認できることから、申立人はA社の代表取締役として、自身の厚生年金保険被保険者資格喪失届の手続について関与していなかったとは考え難い。

さらに、当時の複数の従業員は、「申立人に代わって経営を行っていたB職が平成7年*月に死亡した後は、申立人が代表者として社会保険事務所との対応を行っていた。」と供述している。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主として当該事務の執行に当たっていた申立人が、自らの厚生年金保険の被保険者資格喪失日の届出に係る処理に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4246 (事案 1173 及び 3583 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月15日から42年1月4日まで

② 昭和43年12月12日から44年1月5日まで

第三者委員会から2度にわたって年金記録の訂正不要の通知をもらったが、納得できない。今回、新たに当時の同僚の名前を挙げるので、申立期間 ①及び②について、厚生年金保険の被保険者として、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と一部重複する昭和40年9月から41年12月までの 期間について、今回の申立事業所とは異なるA社に係る年金記録の訂正を求め て申立てを行っているが、i) A社は、平成17年8月31日に解散しており、 当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保 険の適用状況について確認することができないこと、ii) オンライン記録によ り、同社は昭和40年9月の時点では厚生年金の適用事業所に該当しておらず、 適用事業所になる前から同社が厚生年金保険料を給与から控除していたとは 考え難いこと、;;;) いずれの同僚からも申立内容に係る具体的な資料及び供述 が得られなかったこと、iv)申立期間において申立事業所での雇用保険の加入 記録が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 その後、申立人は、B社(現在は、C社)D出張所における申立期間①及び ②に係る雇用保険の加入記録が確認できたことから、当該期間について厚生年 金保険の被保険者資格を認めてほしいと再申立てを行っているが、i)B社D 出張所は、平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっ ている上、C社は、「申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年 金保険の加入状況については不明である。」と回答していることから、申立人

の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii)申立人が名前を挙げた同僚5人及びオンライン記録により申立期間①及び②において同社で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚8人の計13人に照会し、10人から回答が得られたものの、そのうち一人が、「申立人の被保険者記録が無い期間があることについて、申立人の意思に基づくものであるとの申立人と他の同僚との会話を漏れ聞いた。」と供述しており、申立人の申立内容に係る供述が得られなかったこと、iii)同社において雇用保険の加入記録が確認できた5人(申立人を除く。)のうち4人が、雇用保険の加入期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い期間が認められ、同社において厚生年金保険の被保険者資格と雇用保険の被保険者資格の取得時期が相違する者が複数いたことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「私が厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるのは自身の意思に基づくものである旨の話を同僚としたとされるが、当該同僚に確認したところ、そのような記憶はない旨の供述を得た。」と主張している上、当時の新たな同僚30人(前回の再申立てにおいて申立人が名前を挙げた5人を除く。)の名前を挙げ、再度調査をしてほしいと申し立てていることから、当委員会は、上記の申立人と会話をしたとされる同僚に再度照会したところ、「申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるのは、申立人の意思によるものとする話をした記憶はない。」旨の供述が得られた。

しかしながら、申立人が今回新たに名前を挙げた同僚30人のうち、申立期 間①及び②において、B社D出張所以外の同社本社及び同社E支店でのみ厚生 年金保険の被保険者資格が確認できる4人及び申立人が姓のみ挙げており個 人を特定することができない6人の計10人を除く20人が当該期間に同社D出 張所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、これら20人 について、i)雇用保険の被保険者資格が確認できた7人全員が厚生年金保険 の被保険者期間と雇用保険の被保険者期間が一致しないこと、ii)オンライン 記録により申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日の昭和 42 年 1 月4日であることが確認できる3人について、申立人は、「いずれの者も私よ り先に勤務しており、私が採用された時は私一人であった。」と供述している こと、iii) 生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、3人から回答が 得られたが、そのうち一人は、「自身の記憶する勤務期間と厚生年金保険の被 保険者期間が一致している。」と供述しているものの、他の二人は、「自身の 記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致しない。また、同保険 の加入は任意であった。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②に係る 厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、新たな供述は得られな

かった。

また、申立期間①について、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚以外に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和42年1月4日である者が30人確認できるところ、そのうち雇用保険の被保険者記録が確認できた6人のうち5人が厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が相違している上、4人は雇用保険の被保険者資格取得日から6か月以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該30人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、全員から回答が得られたものの、二人は「当時のことは覚えていない。」と供述し、残る一人は、「私の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致しておらず、その相違の理由は分からない。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた前述の30人及び申立人と申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が同日の前述の30人の計60人以外に、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が12人確認でき、そのうち3人の雇用保険の被保険者記録が確認できたが、うち二人は雇用保険の被保険者資格取得日から約半月経過後に厚生年金保険の被保険者資格取得をしていることが確認できる上、当該12人のうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、今回の申立てにおいて、記録の訂正につながる新たな事情や当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。